横浜市記者発表資料

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

令和7年7月28日市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3244号から第3246号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会(会長 松村 雅生)は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3244号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当ではなく、該当する行政文書を 特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきであると判断しています。

答申第3245号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3246号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示 範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

(1) 「令和3年度、令和4年度、令和5年度 横浜市長より指揮命令されている下記の地方公務員法第22条の2第1項第1号で規定される会計年度任用職員の暦年令和4年及び令和5年の請求月の前月までの賃金台帳一覧 総務局勤務の1特定職員A 2特定職員B 3特定職員C 4特定職員D 5特定職員E 賃金台帳一覧では特定職員F名義と思料する。」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3244号】

(2) 「令和4年度 下記の一般職員の給与等仕訳書 対象者及び期間 特定職員 暦年 令和4年6月、令和4年12月」及び「令和3年度 下記の一般職員の給与等仕訳書 対象者及び期間 特定職員 暦年 令和4年1月から令和4年3月」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3245号】

(3) 「・建総第96号「令和3年3月31日付個人情報開示請求に対する開示決定について」起案文書・開示文書一式(令和3年7月29日、建総第96号(個人情報一部開示決定通知書)に関する起案文書、開示文書一式)」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3246号】

2 諮問までの経過等

答申 番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3244	令和5年10月11日	令和5年10月23日	令和5年10月30日	令和5年11月28日	個人	市長
3245	令和 5 年10月15日	令和5年10月25日	令和5年10月30日	令和5年11月29日	個人	市長
3246	令和5年7月14日	令和5年8月4日	令和5年11月4日	令和5年12月4日	個人	市長

3 対象行政文書(対象保有個人情報)、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3244	「令和3年度、令和4年度、令和5年度 横浜市長より指揮命令されている下記の地方公務員法第22条の2第1項第1号で規定される会計年度任用職員の暦年令和4年及び令和5年の請求月の前月までの賃金台帳一覧 総務局 勤務 の1特定職員A 2特定職員D 5特定職員C 4特定職員D 5特定職員 E 賃金台帳一覧では特定職員F名義と思料する。」(以下「本件審査請求文書」という。)	不 存在 (本件審査請求文書は、労働基準監督官の 臨検時等法的に提出が求められた際に、シ ステム上で保有している電磁的記録に基づ き都度作成する文書であり、現時点では文 書として保有していないため)	原処分不当
3245	「令和4年度 下記の一般職員の 給与等仕訳書 対象者及び期間 特定職員 暦年 令和4年6月、 令和4年12月」及び「令和3年度 下記の一般職員の給与等仕訳書 対象者及び期間 特定職員 暦年 令和4年1月から令和4年3月」 (以下「本件審査請求文書」とい う。)	等仕訳書 対象者及び期間 職員 暦年 令和4年6月、 4年12月」及び「令和3年度 の一般職員の給与等仕訳書 者及び期間 特定職員 暦年 4年1月から令和4年3月」 下「本件審査請求文書」とい	
3246	「・建総第96号「令和3年3月31日付個人情報開示請求に対する開示決定について」起案文書・開示文書一式(令和3年7月29日、建総第96号(個人情報一部開示決定通知書)に関する起案文書、開示文書一式)」(以下「本件保有個人情報」という。)	保有個人情報一部開示 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第78条第1項第7号へに該当・総務局人事課及び建築局の判断 (苦情申出書に対する人事管理にかかる判断であり、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3244	《賃金台帳について》 賃金台帳について、労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条では「使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。」、同法第109条では「使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。」と規定されている。また、運用において、「法令で定められた要件を具備し、かつそれを画面上に表示し印字できること」、「労働基準監督官の臨検時等、直ちに必要事項が明らかにされ、提出し得るシステムとなっていること」、「誤って消去されないこと」、「長期にわたって保存できること」等の要件を満たしていれば、賃金台帳をシステム上で作成・保管することも認められている。

《本件審査請求文書について》

本件審査請求文書は、総務局に勤務する会計年度任用職員である特定職員A、特定職員B、特定職員C、特定職員D及び特定職員E(賃金台帳では特定職員F名義と思料される。)に係る令和4年度及び令和5年度の賃金台帳である。

《本件審査請求文書の不存在について》

- ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施 機関に確認したところ、次のとおり説明があった。
- (ア) 横浜市の会計年度任用職員の賃金台帳は、法的に提出を求められた際等に都度出力する運用としている。
- (4) 賃金台帳の作成に係るデータは、非常勤職員管理システム(以下「本件システム」という。)において管理されており、本件システムでは、そのほかにも多岐にわたる情報を管理している。
- (ウ) 本件システムでは出力対象職員を選択することで賃金台帳を作成できるが、保存しているのは各データであり、賃金台帳ではないため、本件審査請求文書は保有していない。
- イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。
- (ア) 賃金台帳については、労働基準法第108条及び第109条の規定により作成及び保存が義務付けられており、法令上、労働者を雇用する使用者は必ず作成し、保有するものとされている。
- (イ) 実施機関が本件システムにおいて賃金台帳を管理している場合であっても、それは賃金台帳を紙媒体ではなくシステム上で電子的に保管することが運用上認められているに過ぎない。
- (ウ) また、本件開示請求書の開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄には、賃金台帳一覧と記載されているが、請求を行った趣旨としては、労働基準法上の賃金台帳に係る情報の開示を求めていると解するのが相当である。
- (エ) したがって、実施機関は、本件開示請求の趣旨を踏まえると、本件審査請求文書を保有しているというべきである。

《一般職員の給与等仕訳書の作成に係る事務について》

職員に給与等(給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和32年6月横浜市規則第40号)第2条第1項に掲げる給料等をいう。)を支給したときは、総務局労務課が同規則第4条に基づき給与等仕訳書を作成し、証書類として保管する。

《本件審査請求文書について》

本件審査請求文書は、特定職員に係る令和4年1月から3月まで並びに同年6月及び12月の期間の給与等に係る給与等仕訳書である。

《本件審査請求文書の不存在について》

- ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施 機関に確認したところ、次のとおり説明があった。
- 3245 (ア) 特定職員は、当該期間について給与等の支給はなく、給与等仕訳書は作成しておらず、保有していない。
 - (イ) 審査請求人は、雇用保険料、共済掛金、厚生会費等が徴収されるのであれば、毎月給与等仕訳書が作成され、特定職員に交付される旨を主張する。しかし、特定職員は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の適用外であり、雇用保険料を負担する必要がない。また、給与等の支給がない場合、共済掛金は払込通知書により払い込むこととなり、厚生会費については会費が免除されていた。したがって、給与等仕訳書を作成する必要がない。
 - イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を 推認させる事情も認められない。
 - ウ なお、審査請求人は過去に令和3年12月から令和5年3月までの期間で給与等仕訳書の 開示決定を受けている旨を主張するが、当該開示決定を確認したところ、本件対象期間の 給与等仕訳書は含まれていなかった。

《人事考課に関する相談等に係る事務について》

横浜市では、人事考課に関する相談等の実施について必要な事項を、人事考課に関する相談等に関する要綱(平成21年11月1日行人第751号。以下「要綱」という。)で定めている。要綱では、人事考課制度に係る職員からの相談及び苦情(以下「相談等」という。)に対応するため、各区局人事担当課に人事考課に関する相談窓口を設置することとされており、建築局においては、建築局総務課を相談窓口としている。相談等のうち苦情処理による対応を希望する者は、相談窓口に対して、苦情申出書により申し出ることとされている

《本件保有個人情報について》

審査請求人は、令和3年3月31日、自身が提出した苦情申出書に係る保有個人情報について、個人情報本人開示請求(以下「前回開示請求」という。)を行い、同年7月29日、開示決定等を受けた。

本件保有個人情報は、審査請求人が行った前回開示請求に対して実施機関が行った決定に係る起案文書であり、起案用紙、施行文案及び添付資料から成る。施行文案は、個人情報開示決定通知書、個人情報一部開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書であり、個人情報開示決定通知書及び個人情報一部開示決定通知書には前回開示請求に係る対象保有個人情報が添付されている。

実施機関は、このうち、個人情報一部開示決定通知書に係る対象保有個人情報に記載されている、審査請求人が提出した苦情申出書に関する実施機関の職員の検討段階の記録の一部(以下「本件不開示部分」という。)を、法第78条第1項第7号へに該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

《法第78条第1項第7号の該当性について》

本件不開示部分には、職員の率直な見解、要綱の対象とするか否かについての発言等が記載されている。これらの情報を開示すると、職員が苦情申出書の内容や対応方法について率直な見解を述べることや、記録を残すことをちゅうちょするようになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがあると認められるため、本号へに該当する。

しかし、別表に示す部分は、審査請求人に伝達した内容や伝達方法等に関する記載であり、 開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認め られないため、本号へに該当しない。

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

別表 本件不開示部分のうち開示すべき部分

文書名	該当箇所
	令和2年3月11日に係る記録のうち、不開示部分1行目から8 行目までの全て、11行目6文字目から行末まで及び12行目の全
対象保有個人情報	て

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html

5 法令(抜粋)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成12年2月横浜市条例第1号)

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき (第5条第3項又は前条の規

3246

定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。 以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(保有個人情報の開示義務)

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各 号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個 人情報を開示しなければならない。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - (イからホまで省略)
 - へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ (ト省略)

(第2項省略)

お問合せ先			
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881	